

2020年3月31日

各 位

会 社 名 ヤーマン株式会社  
(コード番号: 6630 東証第一部)  
代 表 者 名 代表取締役社長 山崎 貴三  
問 合 せ 先 責 任 者 取締役管理本部長 宮崎 昌也  
T E L 03 - 5665-7330  
U R L <https://corporate.ya-man.com/>

## 消費者庁からの景品表示法に基づく措置命令について

当社は、本日消費者庁より、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）第5条第1号に違反するとして、同法に基づく措置命令を受けましたのでお知らせ致します。

### 1. 本件の概要

当社は、当社において実施したモニター試験結果に基づき、当該製品を適切な運動・食事管理と合わせて一定期間ご使用いただくことで、使用部位のサイズダウンの結果が得られたことを表示しておりましたが、このたび消費者庁より、当社が提出した資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められない、「結果には個人差があり、効果を保証するものではありません。」等の表示は一般消費者が表示から受ける認識を打ち消すものではないと認定されたものです。

(対象表示及び表示期間)

「クワトロビート」に関する自社ウェブサイト広告  
(表示期間 2017年11月20日～2019年9月3日)

「トルネードRFローラー」に関する自社ウェブサイトにて配信した動画  
(表示期間 2018年5月30日～2019年9月6日)

### 2. 措置命令の概要

本件と同様の表示が行われることを防止するための必要な措置を講じた上で、これを役員及び従業員に周知徹底しなければならないこと等を命じられました。

### 3. 今後の対応

当社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、広告表現の管理体制を改善するとともに、景品表示法に関する社内研修などを実施し、再発防止に努めてまいります。

この度は、ステークホルダーの皆様にご心配をお掛けいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

### 4. 業績予想への影響

本件による当社への連結業績予想に及ぼす影響は軽微であります。

以上